

新宿区学生及び勤労単身者向家賃助成要領

30新都住居第8174号

平成31年3月28日

第1 目的

この要領は、新宿区学生及び勤労単身者向家賃助成要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき事業の細目を定め、もって円滑な事務処理を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

(1) 学生及び勤労単身者

「単身世帯」とは、住民票上の世帯単位だけでなく居住の実態も単身であることを要する。したがって、配偶者、兄弟及び友人等といった同居者がいる場合は、単身世帯とは認められない。

既・未婚についての価値判断は行わず、その確認も行わないものとする。

(2) 民間賃貸住宅

要綱第2条第2号でいう「給与住宅、合宿所」とは、企業（学校）等が自己の所有する建物を、従業員（学生）やその家族に対して直接提供する住宅、又は第三者が所有する建物を、企業等が借り上げたうえで従業員等に提供する住宅（法人契約）をいう。

親族が個人としてではなく、法人で所有している賃貸住宅については、当該親族が法人の代表者となっている場合に限り、親族所有の住宅と認定する。

第3 助成対象者

助成対象者としての資格要件の細目は、以下のとおりに取り扱うものとする。

(1) 居住要件については、基準日時点で既に区内の民間賃貸住宅に居住し住民登録していることを要する。したがって、基準日の前日までに住民異動届出が完了していることを要する。また、居住の事実は、住民票の写し及び賃貸借契約書等により確認できることを要する。

(2) 家賃の滞納とは、賃貸借契約書で定められた支払期限までに、正当な理由もなく完納していない場合をいう。

(3) 資格審査とは、新規公募者については要綱第7条、継続者については要綱第13条に規定するものをいう。

(4) 家賃助成制度とは、新宿区の家賃助成制度をいう。

(5) 要綱第3条第1項第9号に規定する要件は、助成対象住宅において、新宿区災害時居住支援制度による家賃相当分の助成を受ける場合は、当該期間中、本制度による家賃助成は行わないものとする。なお、この場合の助成期間の延長は行わない。新宿区災害時居住支援制度による家賃相当分の助成が月の途中で開始又は終了する場合は、残りの期間においては日割り計算により支給できるものとする。

(6) 要綱第3条第1項第9号ただし書きの規定は、申込をする年度の10月1日において新宿区災害時居住支援制度による助成対象住宅の家賃相当分の助成決定を受けている場合、当該助成期間中、本制度との併給は行わないものとし、前号に準じて扱うものとする。

(7) 外国人については、次のいずれかに該当すること。

- ① 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条第2項（第2条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による永住許可を受けた者

- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条、第4条及び第5条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する者
- ③ ①及び②以外の外国人で、日本国に生活の本拠をおいて在留する次のいずれかに該当する者で今後も定住する見込みである者
 - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の2第1項の規定により難民認定を受けた者
 - イ 中国残留邦人等の親族であって当該邦人等を頼って入国した者
 - ウ 日本人等（日本人、①②及びエの在留資格等により在留する者）の親族であって当該日本人等を頼って入国した者
 - エ 日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格により在留する者
 - オ エの在留資格により在留していた者で、相手方配偶者が死亡したこと又はこれと離婚したことにより、その在留資格を変更した者
 - カ 定住者

第4 募集方法

新宿区広報並びに各特別出張所管内の掲示板等を使用することにより、広く区民に周知するものとする。

第5 助成申請予定者の決定

抽せんは、別に定める方法により公開で行うこととする。

また、補欠者の資格有効期間は、助成申請予定者すべてが要綱第7条の助成決定を受けたときまでとし、当該年度内を限度とする。

第6 資格審査及び助成決定

要綱第7条で規定する資格審査のための確認書類は、次のとおり扱うものとする。

- (1) 契約書については、通常使用されている書式ではなく家賃領収証書等と兼用しているケースが見受けられるが、家主側の意向等やむを得ない事情がある場合については、別紙「賃貸借契約に係る証明書」により契約内容を確認する。
また、契約書の名義が助成申請者と異なるケースについては、名義人と申請者の関係が社会通念上不自然でない範囲内（親等）であれば居住の実態に応じて認めることができる。
家賃の支払いを証明する書類とは、家賃の支払方法によりその事実を確認できるもの（領収書、銀行振込明細書、自動口座振替の通帳等）をいう。支払者の名義が助成申請者と異なるケースについては、名義人と申請者の関係が社会通念上不自然でない範囲内（親等）であれば居住の実態に応じて認めることができる。
- (2) 住民票の写しは「世帯全員の」という表示があるものを必要とする。
- (3) 上記の書類により助成申請者としての資格判定ができない場合、その他書類の提出を求めるものとする。

2 助成申請予定者で定められた期日までに必要書類の提出等がない際、正当な理由がない場合若しくは電話又は文書で督促しても本人から連絡がないときは、辞退したものとみなし、補欠世帯を繰り上げる。その際、文書により期限を定めて督促を行うこととし、当該期日から2週間の猶予期間の後に助成申請予定者の資格の取り消しを行うものとする。

第7 助成額

家賃が1万円未満である助成決定者が、年度途中で転居等により家賃が1万円以上とな

った場合は、変更日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から助成額を1万円に変更するものとする。

第8 助成期間

3年間を限度とは、公募年度の10月から3年後の9月分までとする。

第9 助成金の請求

家賃の支払いを証する書類とは、要領第6に準じて扱うものとする。

第10 助成金の支給

助成金の支給は、要綱第10条に規定する書類の提出を受けた後、原則として速やかに支出手続きをとるものとする。

第11 異動の届出

要綱第12条で規定する届出は、住所変更（転居）又は助成金額の変更（家賃1万円未満→1万円以上）等の場合に必要となり、その事実を証する書類（住民票の写し、賃貸借契約書等）の提出を求めるものとする。

第12 継続手続き

要綱第13条に規定する添付書類は、要領第6に準じて扱うものとする。

第13 助成決定の取り消し

要綱第14条第1項各号に規定する取消事由の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 要綱第3条の資格要件を欠いたときとは、別表のような場合をいう。
- (2) 虚偽の申請又は不正の手段とは、居住の実態及び家主との親族関係等を偽って、助成決定を受けた場合をいう。
- (3) 要綱に従わないときとは、各種手続書類（家賃領収書、更新申請等）が指定された期日までに提出されない場合等をいう。その際、文書により期限を定めて督促を行うこととし、当該期日から2週間の猶予期間の後に取り消しを行うものとする。

第14 助成金の返還

助成決定者が要綱第15条第1項に該当する場合、故意又は過失を問わず、区長は助成金の返還請求をする。

なお、要綱第15条第1項第2号でいう「相当の理由」とは、錯誤により過払いがあったとき等をいう。

附則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年10月10日から施行する。

附則

この要領は、平成22年9月29日から施行する。

附則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年9月25日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表

申込資格（要綱第3条関係）	資格取消原因（例）
民間賃貸住宅に居住	● 区内の民間賃貸住宅から退去したとき。
学生及び勤労単身者	● 単身世帯でなくなったとき。
家賃を滞納していない	● 要領第3で規定する期日までに家賃を納付しなかったとき。
家賃が9万円以下	● 家賃が9万円を超えたとき
生活保護等の他の民間賃貸住宅への入居に係る公的給付を受けていない	● 生活保護、住宅手当等を受け始めたとき。
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けていない	● 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受け始めたとき。

別紙（第6関係）

新宿区学生及び勤労単身者向家賃助成

賃貸借契約に係る証明書

私（家主）は、下記のとおりの内容で居住者と賃貸借契約を取り交わしていることを証明します。

記

住宅所在地	新宿区				
契約上の借主名					
居住者名					「契約上の借主」との続柄 ()
契約人員(入居許可人員)	名				
月額家賃	円(管理費等を除く)				
契約期間	年	月	日～	年	月 日

平成 年 月 日

新宿区長 あて

〔証明者〕
賃貸人（家主）

住所

氏名

印

電話

()